

資料Ⅱ

広域連合制度

1 制度創設の趣旨

多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受入体制を整備することを目的に平成6年6月の地方自治法改正により創設。

2 制度の概要

区 分	概 要
根 拠	・ 地方自治法第 284 条第 3 項
設置主体	・ 都道府県又は市町村（特別地方公共団体である組合の一形態）
区域及び住 民	・ 構成団体の区域を合わせた区域 （都道府県が加入する場合は一部の市町村を除くことも可） ・ 住民は当該区域内に住所を有する者
所掌事務及び権能	・ 都道府県・市町村の事務の一部を広域にわたり総合的・計画的に処理。 ・ 代表的な広域行政体制の一部事務組合より自主性・自立性を発揮できるよう次の権能を保有。 ①国及び都道府県から直接に権限・事務の委任を受けること。 ②国（都道府県が加入する場合に限る。）及び設立後に都道府県に権限・事務を委任するよう要請すること。 ③規約に定められた所掌事務の変更を構成団体に要請すること。 ④広域計画の実施に支障があり又は支障があるおそれがあると認めるときに構成団体に対して必要な措置を構ずることを勧告すること。
組 織	・ 議会と長（執行機関）の並立制。 ・ 議員及び執行機関の選出は直接公選又は間接選挙。 ・ 国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表から構成される協議会を設置可能。
財 政	・ 構成団体の分賦金は、構成団体の人口、面積、地方税の種類、財政力その他の客観的な指標に基づいて定めなければならない。 ・ 構成団体は、分賦金について予算措置を的確に講じなければならない。
直接請求	・ 普通地方公共団体と同様に、条例制定改廃、事務監査、議会の解散、議会の議員又は長等の解職の請求制度を設ける。 ・ 規約の変更を構成団体に要請するよう請求することができる。構成団体は、これを尊重して必要な手続きをとらなければならない。
設置手続	・ 構成団体の議会の議決を経た協議により規約を定め、都道府県加入のものは総務大臣、市町村で構成するものは都道府県知事の許可が必要。 ・ 設置後に基本構想等との調和が保たれた広域計画を速やかに広域連合の議会の議決を経て作成しなければならない。
そ の 他	・ 新たに「ふるさと市町村圏」に選定されるためには、原則として広域行政機構を広域連合化することが前提条件。 ・ 広域連合の立ち上がりには要する経費として1構成団体当たり 700 万円の特別交付税が措置。

3 広域連合制度の特徴

① 組織、権能の弾力性

地域における幅広い広域的行政ニーズに的確に対応し得るものとするため、組織、権能などについて、組織する地方公共団体の創意工夫が反映し得るよう、制度上弾力性に富んだものになっています。

- ・ 組織する地方公共団体は都道府県間、市町村、特別区間の組合せに限りません。
- ・ 処理する事務は広域にわたり処理することが適当であると認められるものであれば、組織する地方公共団体相互間で同一のものでなくても構いません。

② 「住民」の存在を前提

広域連合は特別地方公共団体であるにもかかわらず、その区域を明確にし、広域連合から役務の提供を受け、負担を分任する義務を負う「住民」の存在を前提とした制度であり、その運営を住民の民主的な統制の下に置くこととしています。

- ・ 議会の議員や長の直接公選の方法を明記しています。
- ・ 普通地方公共団体における直接請求制度を全面的に適用しています。
- ・ 広域連合の住民にのみ特に認められる規約変更の要求の直接請求があります。

③ 組織する地方公共団体からの独立性

広域的行政ニーズへの対応という面において、組織する地方公共団体から独立して機能を発揮することができます。

- ・ 広域連合から規約の変更を組織する地方公共団体に要請することができます。
- ・ 広域計画の実施上支障がある場合、組織する地方公共団体に対し改善策等の勧告ができます。
- ・ 組織する地方公共団体から支出される広域連合への分賦金の額の決定は客観的な指標に基づき行われます。

④ 地方分権への対応

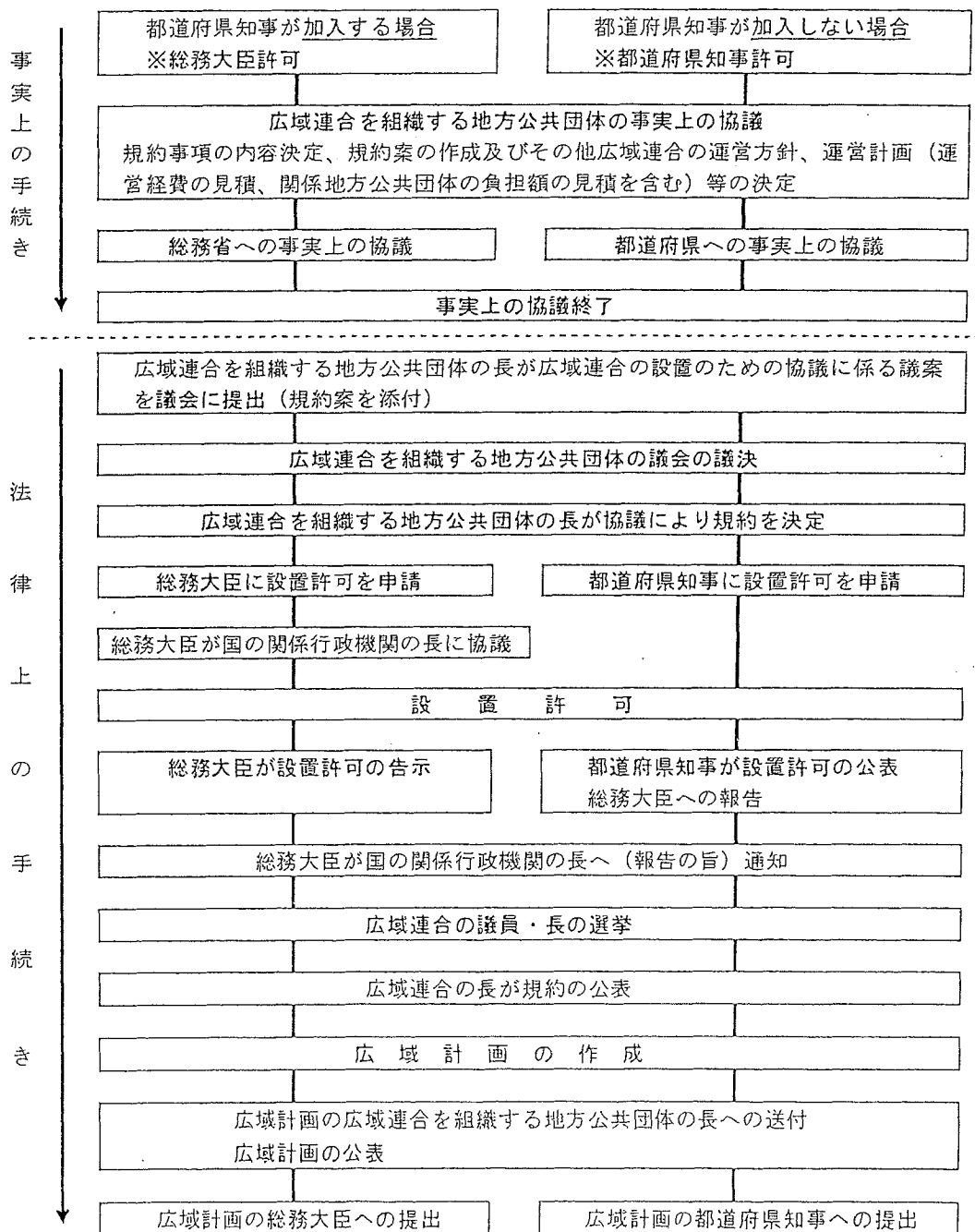
住民に身近な行政主体で処理する途を開いており、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な行政主体で処理すべきとする地方分権の考え方が実現できます。

- ・ 国や県からの権限や事務を直接受けることができます。
- ・ 広域連合の事務に密接に関連する権限や事務の移譲を要請することができます。

4 広域連合の設立手続

広域連合の設立に当たっては、次のような地方自治法に基づく手続をとることが必要ですが、法定手続に先立って、規約の内容や将来の事業計画及び経費負担の割合等について、構成地方公共団体間の協議及び国・県との調整を済ましておく必要があります。

また、広域連合は、その設立許可後、議員及び長の選挙を経て広域計画の策定・議決をし、公表する義務があります。



5 広域連合と一部事務組合の主な相違点

主な相違点は次のとおりです。

区 分	広 域 連 合	一 部 事 務 組 合
団 体 の 性 格	○ 特別地方公共団体	○ 特別地方公共団体
構 成 団 体	○ 都道府県、市町村及び特別区	○ 都道府県、市町村及び特別区 ただし、複合的一部事務組合に あつては、市町村
設 置 の 目 的 等	○ 多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、国からの権限移譲の受け入れ体制を整備	○ 構成団体又はその執行機関の事務の一部の共同処理
国等からの事務権限の移譲	○ 国又は都道府県は、広域連合に対し直接、事務・権限の移譲を行うことができます。 ○ 都道府県の加入する広域連合は国に、その他の広域連合は都道府県に事務・権限を移譲するよう要請することができます。	
構成団体との関係等	○ 構成団体に規約を変更するよう要請することができます。 ○ 広域計画を策定し、その実施について構成団体に対して勧告することができます。 ○ 広域計画は、他の法定計画と調和が保たれるようにしなければなりません。 ○ 広域連合は、国の地方行政機関、都道府県知事、地域の公共的団体等の代表等から構成される協議会を設置できます。	
設 置 の 手 続	○ 関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設けます。 ただし、総務大臣は、広域連合の許可を行おうとするときは、国の関係行政機関の長に協議する必要があります。	○ 関係地方公共団体が、その議会の議決を経た協議により規約を定め都道府県の加入するものは総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設けます。
直 接 請 求	○ 普通地方公共団体に認められている直接請求と同様の制度を設けるほか、広域連合の区域内に住所を有するものは、広域連合に対し規約の変更について構成団体に要請するよう求めることができます。	○ 法律に特段の規定はありません
組 織	○ 議会－長（執行機関）	○ 議会－管理者（執行機関） ただし、複合的一部事務組合にあつては、管理者に代えて理事会を設けることができます。
議員等の選挙方法等	○ 議会の議員及び執行機関の選出については、直接選挙又は間接選挙によります。	○ 議会の議員及び管理者は、規約の定めるところにより、選挙され又は選任されます。

6 本県の基本的な考え方

- ・ 広域連合制度は、住民に密着した行財政運営に当たる市町村が多様化・広域化する住民ニーズに適確に応え、効率的な広域行政を進めていくものであり、中核市と並び地方分権を推進する上での有効かつ具体的な仕組み。
- ・ 構成団体の組合せの多様性、処理する事務の幅の広さ、一部事務組合、ふるさと市町村圏等の広域行政体制との施策上の関連など、広域連合制度について幅広い観点から十分な検討・研究を行い、有意義な活用方策を立てていくことが必要。
- ・ 広域連合の展開は、広域行政体制の再編・強化、新たな枠組みの創設につながり、地域に与える影響等も大きいため、市町村とも十分連携をとって推進。

7 全国の広域連合の状況

(1) 都道府県別設置数（平成16年3月1日現在）

- ・ 平成8年4月1日の大分県の大野広域文化センターの設置、管理等を主要な事務とする「大野広域連合」の設立が最初。
- ・ 市町村で構成される広域連合がほとんどであり、県が参画する広域連合は、埼玉県県の「彩の国さいたま人づくり広域連合」と島根県の「隠岐広域連合」のみ。
- ・ 本県では、広域連合設置に向けた具体的な動きは見られない。

北海道	10	福井	1	奈良	2	佐賀	1
青森	2	山梨	1	鳥取	2	長崎	2
岩手	3	長野	10	島根	2	熊本	4
埼玉	1	岐阜	6	岡山	2	大分	4
新潟	1	愛知	3	山口	1	宮崎	1
富山	1	三重	10	徳島	2	鹿児島	3
岐阜		滋賀	1	高知	2	沖縄	1
石川	1	大阪	1	福岡	1	計	82

(2) 主な処理事務

処理する事務としては、介護保険関係事務（64 連合）、広域市町村圏計画・ふるさと市町村圏計画（34 連合）、ごみ処理（30 連合）、老人福祉（22 連合）、し尿処理（18 連合）、消防（18 連合）等であり、介護保険関係事務が圧倒的多数。

(3) 運営の現状

①連合長及び連合議会議員の直接公選制の採用、②広域計画の実施に支障がある場合の構成団体への勧告権、③国、都道府県からの権限・事務の委任が広域連合制度のポイントだが、③は長野県等の広域連合での実施例があるものの、①、②は全国的に活用している例はなく、広域連合のメリットを活かした運営されておらず、一部事務組合の延長に過ぎないというのが現状。

(4) 特色ある事例

ア 福岡県介護保険広域連合（福岡県）…平成11年7月1日設立

福岡県下の全町村と一部の市（71 市町村）で構成し、広域連合内の人口は 120 万人規模。提供するサービスと保険料を統一し、格差をなくすことが主な狙い。

イ 彩の国さいたま人づくり広域連合（埼玉県）…平成11年5月14日設立

埼玉県と埼玉県内の全市町村（90 市町村）で構成し、構成団体の職員の人材の開発、交流及び確保に関する事務を処理。